

令和5年度新潟市地域医療を支える看護人材確保事業助成 事業概要

① 新任訪問看護師雇用育成助成の概要

区分	内容			
目的	訪問看護に初めて従事する看護職を雇用・育成する訪問看護ステーションに対し、教育体制の充実を図るための支援をすることで、新たな雇用の創出と定着促進を図り、地域医療を支える看護人材を確保する。			
助成対象者	訪問看護に初めて従事する看護職を雇用・育成する市内訪問看護ステーション			
訪問看護ステーションの運営体制等への要件		A転職	B潜在	C新卒
	(1) 訪問看護経験3年以上(別事業所での経験も含む)の常勤看護職を2名以上配置していること			○
	(2) 訪問看護経験の豊富な常勤の看護職を指導者として充てること	○	○	○
	(3) 対象となる看護職の異動・転勤は、市内外問わず、原則、雇用開始から3年は行わないこと	○	○	○
	(4) 対象となる看護職の育成計画を作成し、育成すること	○	○	○
	(5) 公益社団法人新潟県看護協会等が実施する新任訪問看護師に対する研修を受講させること(※下欄参照)	○	○	○
	(6) 市税を滞納していない者	○	○	○
	(7) 暴力団等と関係を有するものでない者	○	○	○
対象となる看護職の要件	訪問看護に初めて従事する看護職であること			
助成対象経費および期間	<p>◆助成対象経費 (1) 雇用する看護職の給与費 (2) 外部研修受講経費</p> <p>◆助成対象期間(上限)</p> <p>A 転職訪問看護師(病院等に1年以上勤務し、転職予定の看護師) (1) 給与費2か月間 (2) 外部研修受講経費12か月</p> <p>B 潜在訪問看護師(病院等での実務経験はあるが、おおむね1年以上離職している看護師) (1) 給与費4か月間 (2) 外部研修受講経費12か月</p> <p>C 新卒訪問看護師(養成校を卒業直後で、実務経験のない看護師) (1) 給与費6か月間 (2) 外部研修受講経費12か月</p>			
助成額	基準額の1/2			
基準額	(1) 雇用する看護職の給与費：200,000 円/月(上限) (2) 外部研修受講経費 A転職、B潜在：50,000 円(上限) C新卒：100,000 円(上限)			
(※) 外部研修受講経費の対象となる研修の例	<p>■新潟県看護協会が実施する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護従事者研修会(新任者編) ・訪問看護従事者研修会(スキルアップ編) ・訪問看護師育成サポート研修等 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護eラーニング等(公益財団法人日本訪問看護財団) ・訪問看護師基礎研修会等(一般社団法人全国訪問看護事業協会) ・どこでもカレッジ(新潟県立看護大学) ・その他教育機関で行われる研修等 			

いずれも、実際に支払った金額と比較して額の低い方

② 訪問看護研修費助成の概要

区 分	内 容
助成対象者	<p>◆①～③のいずれかに該当する者のうち、④⑤のいずれにも該当する者</p> <p>①市内在住または市内の看護師養成校に在学中で、訪問看護に興味のある看護学生</p> <p>②市内在住または市内に勤務している訪問看護未経験の看護職</p> <p>③現在勤務していないが、看護師資格を有する市内在住の方</p> <p>④市税を滞納していない者</p> <p>⑤暴力団等と関係を有するものでない者</p> <p>※訪問看護経験者および、現在訪問看護に従事している看護職は対象となりません</p>
助成対象経費	訪問看護関連の研修受講費
助 成 額	実費相当額（上限10,000円）
対象となる 研修の例	<p>■訪問看護教育プログラム体験（県看護協会）</p> <p>■その他 要相談</p>